

岩手県県土整備部建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

〔令和4年9月9日〕
〔建技第424号〕

【沿革】令和4年9月9日付け建技第424号制定、令和4年10月11日付け建技第485号一部改正、令和7年3月4日付け建技第851号一部改正

（目的）

第1 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来に亘って確保することが必要であり、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）を活用することにより、技能者の処遇改善及び中長期的な担い手の確保・育成が期待されているところである。

本要領は、受注者が希望するCCUSを活用した工事（以下「CCUS活用工事」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2 本要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・ CCUS : 運営主体として一般財団法人建設業振興基金が行う技術者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積するシステム。
- ・ 技能者 : 元請事業者及び下請事業者の現場従事者（一人親方を含む。）で、建設工事の直接的な作業を行う技能を有する労働者。
- ・ CCUS技能者 : 技能者のうち、CCUSに本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUS利用者。
- ・ カードリーダー等 : CCUS技能者の就業履歴情報の登録に対応した、現場に設置する端末。
- ・ 現場利用料 : CCUS技能者の就業履歴情報の登録（カードタッチ）ごとに発生する料金。

（対象工事）

第3 本要領の対象とする工事は、原則として岩手県県土整備部が発注する全ての工事とする（災害復旧工事は除く。）。

（実施方法）

第4 発注者は、発注に係る工事をCCUS活用工事とする場合は、別記1に基づき特記仕様書にその旨を明示するものとする。

2 受注者は、本要領に基づきCCUS活用工事の実施を希望する場合は、契約締結後（余裕期間を設定している場合は、工事開始日後）30日以内に「建設キャリアアップシステム活用通知書」（別紙1）を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、発注者がCCUS活用工事対象外とした工事について、CCUS活用工事としての実施を希望する場合は、発注者に対し、契約締結後（余裕工期を設定して

いる場合は、工事開始日後) 30 日以内に「工事打合簿」(別紙 2) により協議できるものとする。

(実施内容)

第 5 受注者は、CCUS 活用工事として、以下の内容について実施するものとする。

実施項目	基準
①事業者情報登録	元請事業者の事業者登録
②技能者情報登録	1 名以上
③現場情報登録	当該現場の登録
④就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、CCUS 技能者の就業履歴情報の登録(蓄積)を 30 人日以上

※ 既に事業者情報登録及び技術者情報登録が完了している場合は、基準を満たしているものとする。

※ 工事現場での実働日数が短く、就業履歴情報の登録が 30 人日未満となる工事においては、工事着手から完了までの全実働日で活用するものとする。ただし、現場事務所設置及び起工測量、他工事との調整等で技能者が就業した日を除き現場作業が全くない期間のほか、工場製作の期間についても対象外とする。

2 受注者は、CCUS の活用にあたっては、一般財団法人建設業振興基金が作成する「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」等に基づき、適正に実施するものとする。

(実施状況の確認)

第 6 受注者は、最終の契約変更前までに、第 5 に掲げる項目の実施状況について、以下の書類を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

実施項目	提出書類
①事業者情報登録	就業履歴一覧(月別カレンダー)
②技能者情報登録	就業履歴一覧(月別カレンダー)
③現場情報登録	現場・契約情報
④就業履歴情報登録	就業履歴一覧(月別カレンダー) カードリーダー等の現場設置状況、使用状況写真

(工事成績評価における評価)

第 7 発注者は、第 4 による CCUS 活用工事を行った場合において、第 5 に掲げる実施項目について基準を全て満たした場合は、「請負工事施工成績評定要領」別紙 1「考査項目別運用表」の「5. 創意工夫」「I. 創意工夫【その他】」において、別記 2 に基づき「考査項目別運用表」にその理由を記載のうえ、1 点加点するものとする。

なお、基準を達成できなかった場合においても減点を行わないものとする。

(CCUS 活用に係る経費)

第 8 発注者は、第 4 による CCUS 活用工事が行われた場合において、CCUS 活用のための以下の費用について、受注者から支出実績を証する資料が提出された場合

は、現場での使用実績に基づき「CCUS現場利用料等」として現場管理費に積上げ計上し、受注者と当該工事に係る変更契約を行うものとする。(当該費用については、一般管理費等率の対象外とする。)

なお、土木積算システムにおいては、現場管理費への積上げ計上ができないことから、便宜上、共通仮設費の技術管理費に積上げ計上し、変更契約を行うものとする。(この場合において、当該費用については、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。)

ただし、上記の費用計上は、第5に掲げるCCUS活用工事において受注者が実施する項目について基準をすべて満たした場合に限る。

(1) カードリーダー等購入費用

カードリーダー(若しくは顔認証カメラや顔認証型のリーダー)の購入費用(新規購入に限る。リースの場合は適用外。)について、購入を証する領収書等に基づき費用を計上する。

入構管理機器のOS	計上費用の上限	台数
Windows	10,000円/台(税抜)	当該工事現場に設定する台数。 (1工事あたり2台を上限とする。ただし、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。)
iOS	30,000円/台(税抜)	

(2) 現場利用料(カードタッチ費用)

現場における現場利用料は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき費用を計上する。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、一般財団法人建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

附 則(令和4年9月9日 建技第424号)

この要領は、令和4年10月1日から施行し、施行日以降の入札公告に付する工事から適用する。

ただし、施行日時点において施工中の工事であっても、令和4年4月1日以降に契約した工事については、受発注者の協議により、適用できるものとする。

附 則(令和4年10月11日 建技第485号)

この要領は、令和4年10月11日から施行する。

附 則(令和7年3月4日 建技第851号)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記 1

(特記仕様書等記載例)

○ 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事 ・ 本工事は、受注者が希望するCCUSを活用した工事（以下「CCUS活用工事」という。）の対象である。 ・ 詳細については、以下のホームページ「岩手県県土整備部建設キャリアアップシステム活用工事実施要領（以下「要領」という。）」を参照すること。 ・ 対象の有無が「無」の場合でも、CCUS活用工事の実施を希望する場合は、要領第4第3項に基づく協議により、CCUS活用工事を実施できる場合があること。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1020273/1020277/1058795.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業の働き方改革>建設工事>建設キャリアアップシステム活用工事について》	対象の有無
	有/無

別記 2

(考査項目別運用表記載例)

その他 理由：岩手県県土整備部建設キャリアアップシステム活用工事実施要領に定められている基準を達成した。
--